

長老派によるブリテン連合論 —1604 年の法学的合同論と 1630-40 年代の契約派の受容—

角 田 俊 男

はじめに

1707 年のスコットランド・イングランド合同論争の研究では、イングランド主体のグレート・ブリテン主権への統合からその後の啓蒙や帝国と経済発展に直結させるウィッグ主義的解釈が通説となっているが、近年の地方自治議會の設立のような権限移譲や独立を問う国民投票の動向からは、別の歴史に関心を寄せることも考えられる。統合論とは別の構想もあったことを示すために、本論は長老派の連合の議論を 17 世紀の合同論の受容や組み替えの視点から論究する¹。合同は宮廷や議會の政治的な取引を超える思想史的な議論や世論への深みと広がりをもつ論争であったことが判ってきたが、ここでは 1707 年に向けての議論の短期のやり取りについての年代順の歴史叙述よりも、1707 年の合同に至る論争での長老派の議論の思想内容を前世紀の合同論（同君連合からさらに両王国の合同への発展をジェームズ 6 世が提案し、両国の委員が審議し条項を準備したが、イングランド側の反対で放棄された 1604 年頃の議論、及び 1630、40 年代の国民契約

¹ 本論では、「合同」は union の訳で、個別の制度、特にスコットランド議會を残し自立性の保持を重視する合同の方式 confederate union を「連合」（アルトジウスの federalism の関係では「連邦」）、個別議會をブリテン議會に統合し主権の統一を重視する合同の方式 incorporating union を「統合」と呼ぶ。ホッジズ（James Hodges、後述するリッドパスと同時期のロンドンの長老派評論家）の分類では、Incorporating Union は「区別や独立を手放す parting with their distinction and Independency」、他方、A Confederate or Federal Union は「個別の独立、国民の区別、それぞれの異なる法・慣習・統治を当面保持する retaining in the mean time their several Independencies, National Distinctions, and the different Laws, Customs, and Government of each」と対比される（Hodges, *The Rights and Interests of the Two British Monarchies, Treatise I*, London, 1703, pp.2-3）。

と厳粛同盟と契約の合同論)と比較し、これまで集中的な研究の少ない長期的な受容と変化を追究する。17世紀の歴史や著者を多く参照しているロンドン在住のスコットランド人長老派の論述家ジョージ・リッドパス (George Ridpath, 1660?-1726) は、従来の研究では傍流として触れられることが多かったが、ここでは彼のテキストをより詳細に分析し、先行する17世紀の合同論をどのように引き継いだかを検討する。『ブリテン諸王国の合同論』(1605年)を書いた法学者トーマス・クレイグ (Thomas Craig, 1538-1608) との影響関係は、彼の『スコットランドの主権の主張』の英訳をリッドパスが公刊し、スコットランドが臣従するイングランドの帝國的な主権論を批判したことや、合同論でスコットランドの国制の主権を説きつつ、両国の法体系の類似性から法の合同による合同の深化に関与した点が指摘され²、リッドパスの連合論は多くがクレイグに一致することが既に判っている。そのため、ここでは、むしろ長老派の連合論の系譜に着目することで、特に長老派の契約 (covenant) = 連合の伝統にもリッドパスが負っている側面に光をあてよう³。

1. 1603年の同君連合の結果

1603年の同君連合は18世紀初頭の合同に順調につながっていく出発点となるものでは決してなかったことを理解する必要がある。同君連合がスコットランドに有益な合同として機能するにはあまりに不十分であったことが、その後のスコットランドの17世紀の危機を招き、1707年に向けた合同論の課題となる。英蘇の長期の関係史において、同君連合の前後でイングランドのスコットランドへの合同提案が友好的から過酷なものに変化したというのが、1702年のリッドパス『スコットランドとイングランドの合同論』の歴史観である。第1節の扱う1603

² 村松茂美『ブリテン問題とヨーロッパ連邦—フレッチャーと初期啓蒙—』京都大学学術出版会、2013年、83頁。Brian P. Levack, "Law, Sovereignty and the Union," Roger A. Mason ed., *Scots and Britons: Scottish Political Thought and the Union of 1603*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994, pp.219-223.

³ 本論文は、科研、基礎研究 (B)「遠心力と求心力の統御に着目する複合国家イギリス思想史：組み換わる複合性の様相分析」、課題番号 23H00572 の研究成果の一部である。

年以前の友好的な時代ではヘンリー8世とエドワード6世の婚姻による合同の試みが説明される。スコットランドの国制への変更やイングランドへの属州化がないことが(Ridpath,1702,5)、端的に友好的の意味だったが、合同提案はともにフランスとカトリックの党派によって妨げられ、この党派により英蘇戦争が引き起こされた。しかし勝利したイングランドは征服者でなく、平和友好と通商を提案した。スコットランドの宗教改革はフランスの軛に対する抵抗と解釈される。

同君連合(the Union of the Crowns)はスコットランド側において性急に実施されたため「自由、資産、名声」を失ったとみるリッドパスは(Ridpah,1702,2)、未だイングランド側にスコットランドを公平に承認する姿勢ができる前に同君連合に進んだことを反省するとともに、イングランドからの偏見蔑視を批判するのである。それがスコットランドにもたらしたイングランドの帝国主権によるスコットランドへの侵害・同化の破壊的な結果が彼の合同論の重要な背景であることを注目する必要がある。同君連合を両国民の連合条約まで発展させることは、イングランドの反対でできないままで、スコットランド人にはイングランドの市民権の伝達共有が認められず、所有権の特権が認められなかった例や外国人でないとの理由から陪審員の半数を同国人とすることが認められなかった例を挙げ(Ridpath,1702,40-41)、さらにスコットランドを野蛮で不毛の地と非難する議会、聖職者会議、説教壇からの高教会派による言葉の侵害のように、不公平な差別がなされた事実をリッドパスは指摘する。文明国民が他の文明国民をここまで侮蔑するとは、同様の憎悪を同時代のダリエン問題や合同論争で見聞していなければ、また高潔なクレイグが伝えていなければ、信じがたかった程だとリッドパスは評している。他方で、彼は公平に、クレイグが接したイングランド側の多数の合同条約委員について合同を支持した学識ある人格者と評価していたことを記し、ベーコンのような他のイングランド知識人も合同に賛成で卓越した合同論を著わしたことを評価している(Ridpath,1702,41-43)。

同君連合によるスコットランドの地位の低下は、イングランド領土も支配するようになり強大化した絶対王権に抵抗できなくなった事情による(Ridpath,1702,126)。高教会派はジェームズの関心を合同から大権の推進に向かわせることで、

ピューリタンと広教会派 (English-Puritans or moderate Churchmen) が合同からスコットランド長老派教会との提携を期待していたのに対し、合同を阻害しスコットランドの教会と国家の国制を破壊した (Ridpath, 1702, 44)。このようにリッドパスは非国教徒の観点から王の政策の変容を整理している。彼の通史によれば、ジェームズ6世の同君連合以降、主教制を復活させ長老派を圧迫する高教会派と王の大権の専制化のもと、宮廷に操作されたスコットランド貴族を通して、スコットランドは「自由で独立した国民よりも属州や被征服民のように扱われてきた」 (Ridpath, 1702, 51)。主教派は長老派教会の総会や議會を妨害し、苦情が表明されないようにした。リッドパスによれば、長老制の暴力的抑圧の犠牲者は、「反乱者」ではなく「原始キリスト教の特徴」が読み取れる (Ridpath, 1702, 113-114)。両国の関係を規定し続けたイングランドの絶対王権と組んだ主教派による圧政は、チャールズ2世の時代に、国民契約 (National Covenant) に原理主義的に従い真の宗教を追求し、長老制保持の誓約をしない王権の正統性を否定したカメロニアン (Cameronians) の反抗の熱狂と武力による残酷な鎮圧の「殺戮の時代 the Killing Time」 (Ridpath, 1702, 124) に極まることが叙述される。

リッドパスは長老派全体の信用を傷つけるように当局に利用されたカメロニアンから「合法的で理性的な方法」 (Ridpath, 1702, 122) による専制への反対を区別するので、契約派の熱狂から名誉革命で確立した議會主権の自由な国制の原理に移行していることが判る。ただし、カメロニアン of 熱狂的抵抗と区別して、彼は「長老制と議會特権がスコットランドの教会・国家統治の基礎」とする契約と同盟の国制論は彼が連合的合同で維持しようとしたものであるので、全国民が「いかなる人的権力もその誓約から解除できない」と考えた契約派を、侵害するイングランド専制権力への強力な反対として評価していたと考えられる。確かに政治権力への服従が真の宗教の絶対視で困難になる問題はあるので、そうした極端な暴力的な敵対関係でなく、友好的な平和共存の合同を求めたのであり、同君連合時代の負の歴史が、対等な関係の追求において、個別の国制一法と教会一の保全を強調する消極的な合同論の基調を用意したと考えられるだろう。相互の市民的権利の融合の推進で、イングランドの個人的権利を取り入れ、スコットランドの

封建遺制から民衆を解放する課題を排除するのではないが、リッドパスの合同論では、これはスコットランドの主権独立の要請に隠れている。独自の制度と慣習の保持には、後述する市民権の融合の推進の障害とならないようにする変更修正を排除しない柔軟性が求められるだろう。

同君連合後のイングランドからのスコットランドへの抑圧的な政策の理由をリッドパスは次のようにまとめる。

同君連合は廷臣の計画に應えるのに十分であると考えられた。計画とは、フランスなどの侵入に裏口となるスコットランドを閉じることだった。さらに、スコットランドは同じ主権者の元にあるので、彼らが後に関与することになるいかなる戦争にも私たちは味方しなければならなくなると彼らは知っていた。もしいずれかの機会に反抗的になっても、自国の宮廷派が、彼らの支援を得て、私たちを従わせると疑わなかった。そして、それゆえに、私たちはイングランドと同じ王位継承の系統に結ばれているので、私たちが別の主権者の下で暮らしていた間に行ったのと同じような合同への配慮を示す必要はないと彼らは考えたのだ。両国民を合同する提案はイングランド議会と彼らの聖職者会議の両方で、無視されただけでなく、嘲笑された。そして、想像できる最大の侮辱が風刺的な毒を帯びた省察によってスコットランドの名誉になされた。イングランドのコモンローによって以前私たちに許されていた特権は否定され、宮廷は私たちの自由と宗教を転覆する企みに没頭した。前述の方法がそれを追求し実行するために合意され、いわゆる高教会派は宮廷がそれを達成できるように、あらゆることを行った。(Ridpath,1702,72-73)

彼の『二王国の合同についての考察』(1706年)、第5章「スコットランドとの合同への通例の反対に対する著名なイングランド著作者の応答とその著者によるスコットランド人の性格とイングランドが合同から獲得すると彼らが予測した利益の説明を含む」において、彼はスコットランド人が同君連合以降イングランドに過重に大挙押し寄せ官職等資源を奪っているという批判は偏見で事実ではないと反駁するときに、バーコンやクレイグを参照する。この1世紀ほど前の17世紀初頭の英蘇の合同論は、全体的にリッドパスにとって典拠の地位を占めてい

た。彼は同君連合による格差の広がり、1607年から1617年まではほぼ一年ごとの詳細な記述で明らかにし、イングランドの交易植民活動の振興と目覚ましい発展と比べて、スコットランドは産業が奨励されず、宮廷も去って、カトリック的な高位聖職者の体制が宗教的抑圧を強制したと、スコットランドの産業・都市の衰退を強調する (Ridpath, 1706, 79-87)。

ジェームズ6世からジェームズ7世までのスチュアート朝の合同した王権によるスコットランドの自由・宗教・交易の抑圧の記憶が⁴、高教会の党派によってそれが繰り返されない保障として、両国の合同に当って、名誉革命で強化されたスコットランド議会の保持したいという要求を痛切にしていた (Ridpath, 1706, 87)。同君連合により強大化したイングランドの帝國的な主権の専制、そして不平等な関係の解消が、国民契約によるスコットランド革命の抵抗の目標であり、そして、1世紀を経た合同論争の長老派論者にも共通の課題であったと位置づけられるだろう。統一的な合同は、国民契約と矛盾すると理解されていた。長老制教会を保障する法が合同条約と組み合わせで成立したとしても、契約からはブリテン議会への統合は許容できなかった。第一に契約はスコットランド国民を議会政治に義務づけ、特にスコットランド議会を含めた基本国制の保持を保証した1604年の合同協議委員会に言及していた。第二に契約は聖職者が政治的役割に就くことを否定したが、合同がイングランド議会／ブリテン議会上院の議席を占める主教の政治権力を容認する結果になることはそれに反した。さらに、主教制は、その廃絶を目指した厳粛同盟と契約とも両立しなかった⁵。リッドパスがスコットランド議会の存続させる連合の方式を選択し主教制を執拗に批判したのは、こうした国家と教会の制度に関する契約の伝統の基本枠組みを継承するものであり、連合的合同論は、「真の宗教」への熱狂という基盤を組み替えながら、基本線で契約につながる系譜と認められるだろう。

⁴ ウィリアム3世も、枢密院の影響を受けた、スコットランドに不利な差別的政策が、総会の停止や交易植民活動への妨害など、批判されている (Ridpath, 1702, 70-71)。

⁵ Aisdair Raffe, *The Culture of Controversy: Religious Arguments in Scotland, 1660-1714*, Woodbridge: Boydell Press, 2012, p. 87.

他方で、宗派対立は寛容の原理によって解消されつつあり、リッドパスは、高教会派は別にして、広教会と非国教徒の連携のように、国内での多数の宗派の共生の現実が、合同での宗派の統一を不要にしたと認識していた(Ridpath,1702,99-100)。宗教の複数性が慣行になりつつあったのだ。彼が厳粛同盟にあまり触れないのは、長老派への統一の戦略が時代遅れとなったという理解を反映しているのだろう。主教派やカトリックを寛容から除外する理由は、「真の宗教」に反するからという契約派のような神学的理由ではなく、国家に破壊的であったという歴史上の経験からスコットランド国民の精神に適さないという現世的な個別の理由だった(Ridpath,1702,100)。

2. 公平な市民権の融合

契約派が進めたような、諸国を長老制に統一する戦争を具体的内容に含む厳粛同盟は確かにリッドパスの規準ではなく⁶、相互に寛容で構成国の聖俗の国制を保持する合同の過去の典拠によって例証する議論が軸となる。厳粛同盟の長老制統一につながる系譜は、17世紀初頭にゴッズクロフトのデイヴィッド・ヒューム(David Hume of Godscroft, 1558-1630?)の『ブリテン島合同論』に認められるが⁷、リッドパスが特に依拠するのは、バーコンやクレイグの合同論の方で、これ

⁶ リッドパスは、主教制をイングランドが必要と考える限り、スコットランドの厳格な契約派も、イングランドからの要請か、スコットランド教会の自衛のためでない限り、厳粛同盟に入り、主教制の転覆をはかることはないと言断する(Ridpath,1702,vi)。17世紀のスコットランド史が宗教に偏っているとして「政治史」を提案したスティーヴンソンによれば、厳粛同盟は宗教的統一を求める契約とともに平和と憲政的自由を確保する「政治的同盟 civil league」でもあり、契約派は同君連合の欠陥を両国の利益を密接に結合する合同の深化によって是正しようとしたが、イングランドからスコットランドが支配的な合同ではないかという猜疑心を招いた。この解釈に従えば、契約派は単純な熱狂者ではなく、その複合的な諸目的には政治経済における連合の構想も含むもので、リッドパスの参照した合同論と対立させる解釈は一面的であろう(David Stevenson, *The Scottish Revolution 1637-1644: The Triumph of the Covenanters*, Newton Abbot: David & Charles, 1973, pp.13-14,286,314)。

⁷ ヒュームは「ただ一つの宗教のみ」を求め、「他の宗教は寛容されない」として、ブリテン全体にスコットランドの長老制を拡張することを主張した。教会規律について、英蘇の相違対立を認めつつ、「偏見」を捨て説得から合意に至るべきことを説くが、その具体的内容は、スコットランド側にはイングランドの制度は「違法」で、イングランド側からは、制度は「御言の外の事柄 matters of indifference」で、どちらも合法で、彼らの制度が「彼

らと古代と近代の帝国や複合国家の歴史的事例を参照する論法が中心である。クレイグについてのリッドパスの高い評価は、「出版されたどの人物も越えて、合同の要点を考察した」(Ridpath,1706,21)という表現から伺える。クレイグらの合同論の伝統から次のようにリッドパスは主張する。第一に、『二王国の合同についての考察』第1章で、市民権を相互に認め合うことで、平等な自由と権利を伝達する対等な関係の合同を求める。ここでは新規な改造ではなく、過去の伝統慣行に沿う提案であることで説得がはかられている。第2章で、共通の主権者への忠誠でまとまりつつ、小国の慣習的自由、教会と国家の国制の基本部分、構成国の議会や法の保持を認める多様性が合同の歴史からの一般的な慣行と主張する。1603年の同君連合が設立した共通の王への忠誠に相互の市民権の伝達共有を加えた法的枠組みが、前章でみたように成果を実現したかは別にして、リッドパスには十全な統合であって、それ以上の固有の諸国制の均一化は不要だった⁸。英蘇関係では、「スコットランドの法と慣習の差異がこの合同を妨げないのは、イングランドの各地方の異なる法と慣習がこの王国の合同を妨げないのと同じだ」(Ridpath,1706,21『諸王国の合同』クレイグの手稿第6から)とクレイグから引用している。クレイグから英蘇の法体系の相違が少ないことに論及し(Ridpath,1706,31)⁹、さらに、彼の時代以降に、スコットランド法は、臣民の自由に関係する法が名誉革命の「権利の要求 the Claim of Right」で改善されたため(人身保護法や人民の代表の同意なしには教会法は設定されない規定など)、英法と

らの政治秩序に適合的である」にすぎないと断じて、彼らが折れるべきであると論じている (David Hume of Godscroft, *The British Union: A Critical Edition and Translation of David Hume of Godscroft's De Unione Insulae Britannicae*, ed. and trans. Paul J. McGinnis and Arthur H. Williamson, Aldershot: Ashgate, 2002, pp.224-225,232-235)。

⁸ Jeffrey Stephen, *Scottish Presbyterians and the Act of Union 1707*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2007, p.189.

⁹ クレイグは、「はじめに」で前述したように、スコットランドの法や議会の独立を説きつつ、一人の王の下で英蘇両国民の合同を求め、両国の法体系の類似性とスコットランド法の外国法の影響への柔軟な可変性から、法の合同による改善も、スコットランドの同意を条件に、追求した (Levack, loc.cit., pp.221-223)。こうした愛国的な合同論とも評すべき総合的な姿勢はリッドパスに受け継がれた。クレイグの該当するテキストは「各国民はそれ自身の法と慣習に応じて統治されるべきで、各王国の明言的な承認と是認がなければ、法や慣習、法的手続きの確立された方法において変化はなされるべきでない。(中略)

の差は縮小したと指摘する(Ridpath,1706,31)¹⁰。ヨーロッパの全時代の慣行は、合同に法の完全な合同や小国がその国制を譲るのは不要という結論になり(Ridpath,1706,32)、合同は複合性の保持を保証する方向で理解されている。

緩やかな合同の概念で、第3章の「宗教の合同」も解決され、穏健な寛容で宗派主義の対立は解消されてきたという楽観的な姿勢を採る。1604年のベーコンとクレイグを参照し、両国の国教の一致は合同に十分であったと述べる。これは最重要な対カトリックの安全保障からはプロテスタントとしてのまとまりで十分な合同になるということだろう。その後の宗教の強制がなければ、1604年に着手した合同条約で解決されていたということで、その後の宗教戦争に三王国を巻き込む厳粛同盟と契約は彼の参照枠ではないということである。宗教戦争の問題は記憶されていて、合同条約の基本条項に、合同議会は教会の教義、規律、制度を、前もって総会とスコットランド議会の同意がなければ、変革できないとして、スコットランド人を安心させるべきだと結論したのは、内乱の歴史の教訓からである。「両国民の統治を崩壊させた壊滅的な戦争の起因となった宮廷による古来

二国の議会もまた自身の地位と権威を保持しなければならない。」(Thomas Craig, *De Unione Regnorum Britanniae Tractatus (A Treatise on the Union of the British Realms)*, ed., Sanford Terry, Edinburgh: Scottish History Society, 1909, pp.465-466. Levack, p.222 に引用)

¹⁰ 逆に言えば、これはそれ以前には民衆の権利の保護で英法の方が先進的であったということである。市民的権利の融合(帰化)というリッドパスの論点に関連して、本論では中心を占める長老派の歴史観の偏りを修正する史実として留意しておくべきは、イングランドのコモンウェルスによるスコットランド統合の時代である。イングランド政府は貴族や高位聖職者への隷属からスコットランド民衆を解放する司法行財政の公平な政策で、懐柔し両国の融和を図ろうとした(現実には駐留軍のための重税や教会の反発で失敗するが)。権利を融合するイングランドとの合同を受け入れたスコットランド側の動機には長老派支配への反発もあったとされ、長老派の党派よりも王党派(malignant)がコモンウェルスを支持すると信頼できるとみるダンディーからのイングランド側の報道(A News-Letter from Dundee, January 1, 1651)もあった。王党派のアルカート(Sir Thomas Urquhart)は「帰化と、同じ特権と免除の相互の共有により同質化」することで、武力によることなく、スコットランド人の友愛を確保すべきと説いていて、密接な合同の構想は、リッドパスの長老派以外の党派と親和性があった事実を示している(*Scotland and the Commonwealth: Letters and Papers Relating to the Military Government of Scotland, from August 1651 to December 1653*, ed., C. H. Firth, Edinburgh: Scottish History Society, 1895, pp.xxv-xxvii,xxxiv-xxxvi,29-30)。非長老派の立場からの統合論の系譜は、アルカートから1707年の合同論争でのエラストゥス主義のクロマティらのブリテン主権による統合論につながる。

の国制への侵害」(Ridpath,1706,35-36)を抑止する制度となる、個別の教会国家の自由を包摂した合同でなければ、平和の保障という目的に背くことになる。

アングロ・ブリティシュの統合論と啓蒙の路線によらないで、個別議会は残す連合の方法で、合同による民衆の権利拡大も構想されている。構成諸国の個々の国制と特権をそのまま残す方法が古代と近代の慣行であって、安定した合同の持続に資すると歴史が論証しているのに、その常道から外れるとスコットランド議会の廃止は批判される(Ridpath,1706,76)。スコットランドの法と慣習の伝統の保持は、個人の市民権の融合による向上を阻害するのではなく、後者の伝達の妨げとなったのは、むしろ、イングランド国民からスコットランド国民への野蛮とする偏見差別だったので、対等な関係の合同の支えとなる固有の国制の尊厳ある保持は、合同による相互の個人の市民権の融合を促進すると期待されただろう。

3. 民族間の差別と猜疑心

封建制からの解放の一般的な主題を設定し、民衆個人の権利と経済発展の結果で評価する啓蒙の観点からは見えてこない問題として重視すべきと思われるが、リッドパスは両国民の間の「猜疑心と不和 jealousy and discord」(Ridpath,1706,77)の問題を注視し、不公平な差別的扱いをスコットランド議会の廃止にみる。スコットランド議会の主張は、分離を志向する合同反対論ではなく、議会により対等な主権を保持することで、差別と猜疑心に代わる相互信頼の関係を求める点で、むしろ合同の推進となる。

契約派が長老制の絆に統一する攻撃的な政策をもたらした真の宗教への政治の従属から自由に、複合国家の現実の在り方について世俗的な関心の拡大がリッドパスにみられ、彼は生身の人々の間の関係を情念のレベルで分析する。ロンドンの非国教徒という立場から過去の厳粛同盟と契約への回顧ではなく、イングランド名誉革命の「寛容」の体制が直接の関心で、それがスコットランドの合同後の運命、固有の議会を失い抑圧されるかどうか、によって左右されると認識していた(Ridpath,1706,88)。ロンドンでの非国教徒という差別を受けた少数派の経験、彼ら自身のイングランドでの状況は、ブリテンでの長老派教会の弱い立場を予見させた

であろう。新たにブリテン国民となり、その一部となるスコットランド人への差別的侵害はなくなるという国民統合の意見は、公職から排除された非国教徒の経験から決して受け入れられなかった。イングランド人の「政体の一部であり、彼らの生れついた臣民で現実にあるプロテスタント非国教徒を彼らがこれまでとは違う扱いをするようになる」と期待するいかなる理由があるか」とリッドパスは厳しく問う(Ridpath,1702,85)。非国教徒や低教会派の少数派への変わらない差別は、合同がスコットランド長老派教会の国制が保障されるような種類の合同かどうかを注意することを促す(Ridpath,1702,76-77)。1702年には、彼はイングランドが1603年から現在まで続いた、スコットランド教会・国家の国制を破壊するような高教会・王党派寄りのスコットランドを対等に扱わない政策を改め、主教制導入やジャコバイト王位継承の付け入る隙がないように、長老派プロテスタント体制の保障を合同交渉に入る前提の準備として求めた(Ridpath,1702,80-81)。交渉が進んだ1706年になると、長老派教会が保護されるか主教派教会に偏向するブリテン議会の公平な決定が懸念されるなか、主教派教会の強大な影響に対抗しうる制度として、スコットランド議会の存続を要求したのも無理はないだろう(Ridpath,1706,42-44)。

スコットランド議会がなければ強大なイングランドは保障を破るという不安は、歴史の経験から来ていた。スコットランドから厳粛同盟と契約を求めながら、イングランドの独立派セクトは支配的になると破棄し、「君主政を破壊しただけでなく、王を殺害し、イングランドの議会の転覆し、スコットランドに侵入し、三国民すべての政府を覆した」(Ridpath,1706,70)。イングランドからの最近の侵害には、総会や議会の停止、東インド・アフリカ会社やダリエン植民地計画の妨害がある(Ridpath,1706,71)。リッドパスによれば、スコットランド議회를許すと連邦(federal)で統合的合同(incorporating union)でなくなるという反論は当たらない。「両国民は世襲君主のもと永久に統合し、ブリテン君主政を構成する」と理由を断言し(Ridpath,1706,71)、さらに、スコットランド議会が個別利益の追求からイングランドの利益を侵害し合同の分離を招く恐れはない保障として、リッドパスは、君主がイングランドにいて彼が法案に同意を与えないようにすることができる点を挙げる。さらには、何よりも、合同を分裂させるような立法は、

合同からイングランドとの交易に参加する利益を期待しているスコットランドの利益にならないことが保障となる (Ridpath,1706,73)。「情念」と「利益」の複雑な緊張関係が両国議会の連合論の基礎にあった。

4. 連邦共和国的な長老教会制度

ブリテン議会に統合しスコットランド議회를廃止する提案に対する反論として、部分的な人数の議員を割り振る方法では、スコットランド代表は圧倒され、長老派教会の保障がなくなる懸念が1702年から表明されている (Ridpath,1702,83-84)。議会の保持と長老制の保持とは相互的な関係で、ここでは長老制の保持が、スコットランドの自由をイングランドからの侵害に抗して主張していくうえで、重要であったことが、通常広く認識されていないので、それに関するリッドパスの意見に着目したい。リッドパスによれば、スコットランド国民の多数は長老制を「神的制度」とする原理的な長老派で、国民契約によって他の教会制度を受け入れないように義務づけられているので、イングランドの主教制を押し付けるような合同に反対している (Ridpath,1702,126-127)。固有の国制の保持の主張では、議会とともに、長老制の保持と主教制の拒否が彼にとって重要であり、主教は「神的制度」ではなく、「単なる人的で可変的」と広く理解されている、王国の世俗的役職にすぎないと長老主義の観点から批判した上で、スコットランドを隷属化する「君主の恣意的権力の支え」となった歴史から、主教制の政治権力との癒着が批判される (Ridpath,1702,129-130)。

「長老制の国制 the Presbyterian Constitution」(Ridpath,1702,140) という言葉によって、リッドパスは、長老制教会の統治・規律制度が共和主義的な責任政府であることを示し、それが合同論でもアングロ・ブリティッシュなアイデンティティへの混合とは別の、独自のスコットランドの自由の制度的基盤となっている¹¹。彼によれば、長老制では君主に牧師の任命権はなく民衆に依存し、指名は

¹¹ 友人のウッドロー (Robert Wodrow) は、彼に1706年4月16日にグラスゴウから次のように書簡で述べている。「我々の宗教とともに我々の市民的自由をこの危機において続ける絶対的な必要性についてあなたに全く同意します。スコットランドの全ての変更、

長老会から来る。牧師は長老会、地方会、総会に対して責任を負い、これらの会議は貴族政的であって、聖職者が民衆を欺いたり、法に反したりしないように注意する。苦情は会議に表明され、自由に討議されることが重要である。したがって、自由な議会とこうした長老制が「甘言を弄する廷臣、野心的な高位聖職者、恣意的な君主」に好まれないのは同じ理由からである。議会の自由が、同意なしには手を付けられない所有権の保障に具体化されるとすれば、長老制の自由は、人民の代表を通した同意が総会の自由な討議で得られなければ、王も聖職者も教義や礼拝を課することはできないことに具体化される (Ridpath, 1702, 140-142)。この代表制は教区から地方の多層的な会議を経ていく連邦制の仕組みによる。

リッドパスは国民契約や厳粛同盟と契約の熱狂からは距離を取ったことを前述したが、長老派教会制度の連邦主義との親和性を想起するとき、契約派の合同論とリッドパスのそれとは同じ連合的合同的系譜に含めて考えられる。第1章でみたような同君連合がイングランド王権からの専制支配に結果したスコットランドの窮状に対して、契約派は宗教制度の統一性だけでなく全般的な合同の拡充を追求した。スコットランド革命の成果を守り、教会と国家の安全保障を求める手段が、不均等な大国イングランドとの合同の改善だった。契約派は真の主教としての長老制に統一するが、個々の国の教会は並立させ、個別議会も保持することで、自治をはかりつつ、議会間の緊密な協議協力を進め、王権やイングランド議会を抑制しようとした。さらに、外交と貿易で共通の政策を採り、両国間の自由貿易を目指した。そこに1603年の同君連合をより高めた連合的合同的構想をみることができる。リッドパスの合同論と一致するのだが、彼がこれに論及しないのは、彼の同時代の過激な契約派の継承者から一線を画すため、また契約派の合同の交渉が失敗に終わったからかもしれない。契約派は厳粛同盟と契約でも、軍事と宗教の同盟だけでなく、政治経済面を含めた合同を提案し続けたが、イングランド

浮き沈みにおいて、我々の市民的権利が転覆されなければ、我々の宗教は決して倒されなかったし、宗教の苦難がなければ市民的権利は決して転覆されなかったと主張することは、あなたやあなたの友人に相応しい有益な仕事と長い間判断してきました」(*Early Letters of Robert Wodrow 1698-1709*, ed., L. W. Sharp, Edinburgh: Scottish History Society, 1937, p.288)。

議会はスコットランドの介入として喜ばなかったため、契約派は妥協し合同の提案は目立たなくなり、スコットランド軍は目覚ましい戦勝も得られないまま、合同の追求は挫折に終わった¹²。

5. 議会と人民主権

多数が長老派のスコットランド議会全体をイングランド議会に統合する方法でも、スコットランド議会は一院制で、拒否権をもつ貴族院への国制の変更を強いられることになる問題が生じる(Ridpath,1702,87-88)。リッドパスはスコットランドの独立主権を説く古来の国制論(議会による王権の制限)に依拠しただけでなく¹³、契約派の連合の思想、すなわち、議会は人民の同意なしには解散できないとする人民主権の根底に遡り、人民の契約、抵抗権のレベルまで、ブリテン合同主権の複合性の基礎づけを掘り下げる。国制史の議論に加えて、議会の社会基盤となる自由土地保有者(freeholders)と封建領主を、ホッジズは、女性を含む全自由民と表現して、契約の伝統と組み合わせ、より民主的なスコットランド議会主権の保持論を展開した。リッドパスもウィッグ主義に沿って、自由土地保有者の権利としての所有権と選挙権の自由の基盤に国制を基づかせて、議会が自身を変更することはできないと論じた¹⁴。彼はチャールズ2世の時の合同の交渉の歴史から、両議会の完全な形、つまり、スコットランド議会の議席の削減がない合体でない限り支持できないというスコットランド側の主張や、選挙民の指示がない限りスコットランド議会は基本国制を変更できないという法律家ニズビット(Sir John Nisbit)の見解に論及している(Ridpath,1702,48-49)。リッドパスにとって、王権を抑制する革命後の議会主権の成果をイングランドの王と議会へ

¹² David Stevenson, "The Early Covenanters and the Federal Union of Britain," in his *Union, Revolution and Religion in 17th-Century Scotland*, Aldershot: Variorum, 1997, pp.164,170-171.

¹³ 村松茂美『ブリテン問題とヨーロッパ連邦—フレッチャーと初期啓蒙—』京都大学学術出版会、2013年、83-91頁。

¹⁴ John Robertson, "An Elusive Sovereignty: The Course of the Union Debate in Scotland 1698-1707," his ed., *A Union for Empire: Political Thought and the British Union of 1707*, Cambridge: Cambridge University Press, 1995, pp.214,218.

の従属は無にする (Ridpath,1706,48-49,56,61)。彼の議論はウィッグ国制論が中心だが、同時に、スコットランド議会は長老派教会の保障でもあり、「厳粛同盟と契約が義務付けると考える長老派は議会の放棄に良心で同意できない」と距離を取って慎重に論及する (Ridpath,1706,48-56)。選挙民は議会に自己消滅する権能を与えておらず、「信託の裏切り」となり、彼ら自ら州や都市選挙区で集合し抗議し、全体会議 general Convention で対等な合同に入る希望を表明するだろう (Ridpath,1706,76-77)。こうした市民の民主的な政治活動の対局にあるのが、リッドパスが批判したスコットランドの行政を操作する宮廷からの官職任命権による腐敗の現実 (Ridpath,1702,74) であったと考えられる。

議会の基礎に多数の中間の社会団体を想定する思想は、リッドパスの連合的合同と17世紀の国民契約のつながりを示すと言えよう。議会の権力の源泉は人民主権にあったが、国民契約の思想家、サムエル・ラザフォード (Samuel Rutherford) にとっては、人民主権は個人の自然権ではなく、神との契約によって連合する共同体に存する神からの政治権力を意味し、そこから議会の権力が派生するのである。彼は『法と王』(1644年)第9問題「主権は人民にあり、人民から発し、彼らは彼らの権力を極度の必要時には取り戻せるかどうか」で、「私人」による暴君殺害と区別して、専制に抵抗する主権の主体を「共同体 the community」と規定し、その実定法的な受容体をスコットランドやイングランドの国制では「議会の三身分」(貴族、州代表 knights と都市代表 burgesses のことか)に求めた。さらに議会と共同体の関係について、議会の立法権は「共同体の是認」がなければなりたないとして、議会権力のより根源的な法原に共同体を位置づけ、次のように述べた。「庶民 the common people が彼らの権力を取り戻し議会に反対できなければ、どのようにして委員会 tables と議会は彼らの権力を取り戻し王に抵抗できるだろうか」¹⁵。

ここには多数の選挙区の州や都市が議会に代表を送る複層形式の連邦主義的な

¹⁵ Samuel Rutherford, *Lex Rex: The Law and the King*, Moscow: Canon Press, 2020, pp.99-101.

政治社会が読み取れる。国民契約は真の宗教を追求する神との契約で、長老主義を可視的な国民教会として追求するように義務づける。同時に、国民契約は、君主にも異端と偶像崇拝を排除し真の宗教を追求する義務を負わせるが、それに反しアルミニウス派やカトリックを奨励したチャールズ1世に対し国民が連帯して抵抗する義務の原理ともなった。神との契約によって連合する国民契約は1560年から時々の時代の危機に対し組織された運動の伝統となっていた¹⁶。議会や教会の固有の諸制度を保持し、その連合体としての複合的な合同王国に融合させるリッドパスの連合的合同的構想もこの伝統の系譜と言えるだろう。

さらに、統合か連合かの二者択一でなく、ブリテン議会とともに、スコットランド議会も並立し主権を分有する複合性が議会間の均衡の構想にみられる。リッドパスは連合論の縛りから自由に、共通のブリテン議회를許容し、それと個別議会との間で権力を配分する。スコットランド議会はスコットランドの苦情を早期に表明し、ブリテン議会に伝え是正をはかるという役割が想定されている。これは紛争の悪化による合同の崩壊を防止する機能である(Ridpath,1706,65)。議会には多様性を許し、議会よりも君主への忠誠が共通項となり統合を保持する¹⁷。スコットランド議会の権限のうち、侵害防止と別に、積極的な権能には教会と道徳の奨励、所有権の確保、地域産業振興とそのための徴税に関する立法があり、他方、国家財政はブリテン議会の管轄である(Ridpath,1706,72)。17世紀の同君連合により強大化した王権によるイングランド側からの長老派教会への同化の介入と、それに抵抗した「真の宗教」を絶対的に追求した契約派の長老主義への統一を目指す軍隊介入の歴史から、相互の干渉が合同の崩壊を招いたという反省に立ち(Ridpath,1706,66-67)、地方への自治を大幅に認めるという意味で複合性の度合いの高い連合的的な合同であることが判る。

リッドパスは差別された非国教徒の正当な不安から平等な権利、特に長老派教会と地方自治法を保証する制度として、個別議회를求める。イングランド国制の

¹⁶ John Coffey, *Politics, Religion and the British Revolutions: The Mind of Samuel Rutherford*, Cambridge: Cambridge University Press, 2002, pp.161,167-168,179-180.

¹⁷ Robertson, loc.cit., p.215.

長老派によるブリテン連合論—1604年の法学的合同論と1630-40年代の契約派の受容— 角田 俊男

王権・上院・下院の均衡のように、両国の議会の均衡が合同条約を保証する(Ridpath,1706,69-70)。

おわりに カトリックとの宗教戦争の国際政治—アイルランド問題へ

リッドパスの連合的合同論は、前世期のクレイグら法学者が追究した、スコットランド議会の主権を保持する連合的な制度から統合の実質的成果（両国民の間の市民権の融合、対等性）に近づく柔軟な合同論を明言的に参照し評価するとともに、長老派の国民契約の苦難と思想からもその連合制度の基礎を受け継いでいたことが判った。そして、クレイグらの対等な合同の提案に反して、同君連合は現実にはスコットランドへのイングランド王権からの専制的な同化の強制に至った過酷な歴史が、リッドパスの連合的合同論の背景にあることも強調する必要がある。絶対主義のアングロ・ブリティッシュな主権国家と長老派の契約の対立は根本的で、後者の真の宗教の熱狂的追求は前者の主権による法の支配の拡大を超越する。クレイグの法学は主権統合による法の支配が中心目的であれば、それは長老派の神との契約による連合の宗教思想に依拠した個別の教会や議会の主権の主張とは、容易には調和させることが難しいと考えなければならず、主権の統合と主権の連合との複雑な緊張関係は、本稿の検討以上にさらに踏み込んで精査する必要があるだろう。

ほとんどスコットランドとイングランドのプロテスタントの二国間関係でみてきたが、合同の必要性の根拠は、「教皇教と恣意的権力に対する共通の自由と宗教の保持、およびヨーロッパにおける均衡の維持」(Ridpath,1706,73)にあり、これは依然として合同がカトリックに対する宗教戦争の戦略上の手段であったことを示す。リッドパスも認識していたように、イングランドの戦略が基本で、イングランドにとっての合同の利点は、国際政治での強大さで、ベーコン『二王国の間の合同論 *A Treatise of Union 'twixt the Two Realms*』(London, 1604)を引用して、「スコットランドの合同、アイルランドの征服、オランダとの同盟は、世界で、正しく評価された、最大の勢力の一つをもたらす」(Ridpath,1706,90)と述べられている。敵対し征服される対象だったアイルランド・カトリックは個

別議会による権利の保証はなく、プロテスタントの統合から排除され、プロテスタントのプリテン帝国から敵対される。契約派が長老主義の輸出のためにアイルランドへ侵攻した歴史への論及はリッドパスの合同論ではなく、本稿でも北アイルランドの長老派との関係は全く触れられなかった。契約派とその伝統の継承の変遷を三国のプリテン・アイルランド史の中で考察する主題は、稿を改め今後追究する課題として残っている。

参考文献一覧

一次文献

- Craig, Thomas. *De Unione Regnorum Britanniae Tractatus (A Treatise on the Union of the British Realms)*, ed., Sanford Terry, Edinburgh: Scottish History Society, 1909.
- Hodges, James. *The Rights and Interests of the Two British Monarchies, Inquir'd into, and Clear'd; with a Special Respect to an United or Separate State, Treatise I*, London, 1703.
- Ridpath, George. *A Discourse upon the Union of Scotland and England*, 1702, ——. *Considerations upon the Union of the Two Kingdoms*, 1706.
- Rutherford, Samuel. *Lex Rex: The Law and the King*, Moscow: Canon Press, 2020.
- Scotland and the Commonwealth: Letters and Papers Relating to the Military Government of Scotland, from August 1651 to December 1653*, ed., C. H. Firth, Edinburgh: Scottish History Society, 1895.
- Wodrow, Robert. *Early Letters of Robert Wodrow 1698-1709*, Edinburgh: Scottish History Society, 1937.

二次文献

- Coffey, John. *Politics, Religion and the British Revolutions: The Mind of Samuel Rutherford*, Cambridge: Cambridge University Press, 2002.

長老派によるブリテン連合論—1604年の法学的合同論と1630-40年代の契約派の受容— 角田 俊男

Levack, Brian P. “Law, Sovereignty and the Union,” Roger A. Mason ed., *Scots and Britons: Scottish Political Thought and the Union of 1603*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994, pp.213-237.

Raffe, Alisdair. *The Culture of Controversy: Religious Arguments in Scotland, 1660-1714*, Woodbridge: Boydell Press, 2012.

Robertson, John. “An Elusive Sovereignty: The Course of the Union Debate in Scotland 1698-1707,” his ed., *A Union for Empire: Political Thought and the British Union of 1707*, Cambridge: Cambridge University Press, 1995, pp.198-227.

Stephen, Jeffrey. *Scottish Presbyterians and the Act of Union 1707*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2007.

Stevenson, David. *The Scottish Revolution 1637-1644: The Triumph of the Covenanters*, Newton Abbot: David & Charles, 1973.

—— “The Early Covenanters and the Federal Union of Britain,” in his *Union, Revolution and Religion in 17th-Century Scotland*, Aldershot: Variorum, 1997, pp.163-181.

村松茂美『ブリテン問題とヨーロッパ連邦—フレッチャーと初期啓蒙—』京都大学学術出版会、2013年。

